### 論文

# 口本移民協会の活動と人種・移民問題における役割

はじめに

日露戦争直後を分岐点とし、日本とアメリカの関係が「友好の時代」に対する排日運動が激化し、外交問題として浮上していくのも日露戦年は対する排日運動が激化し、外交問題として浮上していくのも日露戦年は高の人種・移民問題は、初めて日米間の外交問題として浮上した。なお排日運動は、日本人であるから排斥するという様主義に基づく側面と、移民に仕事を奪われるという危機感から排斥する側面が存在するため、本稿ではこれを人種・移民問題と呼ぶ。日米間の人種・移民問題は、初めて日米間の外交問題として浮上した一九〇六年のサンフランシスコ学童隔離事件から一九二四年の排日移民法の成立まで続き、その対処に日本政府や日本人移民は頭を悩ませていた。

研究、また出版事業による啓蒙活動など、多岐にわたる事業を展開した。この組織は移民を志す人々への教育活動や移民問題についてのに「協会」と書く場合は日本移民協会を指す)という組織が一九一四に「協会」と書く場合は日本移民協会を指す)という組織が一九一四に「協会」と書く場合は日本移民協会を指す)という組織が一九一四に「協会」と書く場合は日本移民協会を指す)という組織が一九一四に「協会」と書く場合は日本移民協会を指す)という組織が一九一四に「協会」と書く場合は日本移民協会を指す)という組織が一九一四に「協会」と書いる。

協会を設立」と書かれている。 協会を設立」と書かれている。 はした団体」であると評価している。またJICAの海外移住資料館出した団体」であると評価している。またJICAの海外移住資料館の常設展やその図録に掲載されている年表に、日本移民協会の設立のの常設展やその図録に掲載されている年表に、日本移民協会の設立のの常設展やその図録に掲載されている。

西

村

英

之

までの流れや組織人事、各事業などを検討した。 移民協会報告』(以降、『協会報告』と略称する)を主に使用し、設立明らかにしたものとして間宮國男の研究がある。機関紙である『日本の他に、日本移民協会を最初に取り上げ、且つ網羅的に組織の概要をの流れや組織人事、各事業などを検討した。

の存在を挙げている。そして同講習所のカリキュラムから特に女性移横浜講習所(以降、「横浜講習所」と略称する)という移民教育施設へ向かう移民の「道徳改革」に関する独自の事業である日本移民協会・大向かう移民の「道徳改革」に関する独自の事業である日本移民協会・大向かう移民の「道徳改革」に関する独自の事業である日本移民協会・大学の改革思考の影響を受けた教育プログラムや機関」が多数誕生した・東栄一郎は、一九一○年代から一九二○年代にかけて「アメリカ由東栄一郎は、一九一○年代から一九二○年代にかけて「アメリカ由

の教育を担うことを当時期待されたためであるとした。基本要素である「個々の家庭生活の維持」と、次世代の日本人植民者住者の「啓発」に焦点が当てられており、これは女性が海外移住地の

所の意義や役割について、その後設立される官立の移民講習所との関 個別具体的な検討には及んでいない ラムや受講期間、 本移民協会の事業の中心」と評した横浜講習所についても、 の史料であるため、 て検討されており、 『協会報告』が協会の活動内容を概略的にまとめ報告するという性質 これらの先行研究について、 「植民教育」の点から指摘しているものの、 運営の内情 一九一六年度の協会からの交付金などには触れてい ・実態まで踏み込めていない。 協会の活動の実情などを捉えられていない。「日 同史料について優れた分析を行っているものの 間宮研究は主に『協会報告』に基づい 東研究では横浜講習 運営の内情といった カリキュ

いる。 事業であったとされる横浜講習所であっても概略的な検討に留まって告』などより明らかにされているものの、史料の性質などにより一大告』などの通り、先行研究では日本移民協会の活動については『協会報

おける協会の役割を明らかにする。やその目的について改めて検討し、それを踏まえて人種・移民問題になかった日本移民協会に関係する史料を使って、日本移民協会の活動これらを踏まえて本稿では、既出史料や先行研究ではあまり使われ

# 日本移民協会の組織情報と活動方針

のかを検討する。 の史料から、協会の活動方針や協会がどのような組織を目指していたの史料から、協会の活動方針や協会がどのような組織を目指していたつかな事項については間宮研究や坂口研究で指摘されている。それらを最前述の通り、日本移民協会について組織の概要やその活動の基本的

## 日本移民協会の組織情報

でなっていた。 でなっていた。 でなっていた。 でなっていた。 でなっていた。 には の基本的な事項について確認していく。日本移民協会は まずは協会の基本的な事項について確認していく。日本移民協会は まずは協会の基本的な事項について確認していく。日本移民協会は まずは協会の基本的な事項について確認していく。日本移民協会は

民方針に関する件」を挙げ、「この二つの意見書は、その提出時期と(一九一六年一月設立)、日米協会(一九一七年六月設立)、日米協会を関係の改善を目的にした「啓発運動」の流れのなかに日本移民協会を関係の改善を目的にした「啓発運動」の流れのなかに日本移民協会を関係の改善を目的にした「啓発運動」の流れのなかに日本移民協会を関係の改善を目的にした「啓発運動」の流れのなかに日本移民協会を関係の改善を目的にした「啓発運動」の流れのなかに日本移民協会を関係の改善を関係の改善を関係の改善を関係の表示に関する件」を挙げ、「この二つの意見書は、その提出時期と

立とその活動方針を強く方向づけることになる」と指摘している。(エ)その後の三者の移民問題との関わり方からみても、日本移民協会の創

「会務ヲ総理」し相談役会・評議員会の議長を務めることが挙げられ の役員が置かれることとなった。これらの職務内容としては、 務ヲ処理」 評議員は「重要ナル会務ニ付キ会頭ノ諮問」に応じること、幹事は「会 相談役は「会務ニ参与」することが、会計監督は文字通り会計の監督 ている。そして副会頭は会頭の補佐と会頭に事故があった場合の代理 なおこの時点で副会頭は空席であった)・評議員 (若干名)・幹事 日本移民協会の役職について、設立当初は会頭(一名)・副会頭(一 しかし後述する規約の改正により、会頭(一名)・副会頭(一名) が置かれ、 (若干名)・会計監督 することと定められた。(窓) さらに規約に記載がないものの会計監督も存在して (一名)・評議員(若干名)・幹事 (若干名 会頭 名

会員になるためには会員二名以上の推選が必要で、会員は名誉会員・ 大議ヲ経テ会頭ノ推選スル者」という条件であった。 特別会員・正会員・準会員の四種に分けられていた。特別会員・正会員・正会員の個別は会費の違いによるものであり、「一時ニ金百円以上」 を納める場合は特別会員、「年額金拾円」の場合は正会員、「年額金貮 を納める場合は準会員となっている。名誉会員については「評議員会ノ で納める場合は準会員となっている。名誉会員については「評議員会ノ で納める場合は準会員となっている。名誉会員については「評議員会ノ に記されていた。特別会員・正会

年の収入は合計三二一九・二五円で支出は合計二九一一・三三円、残っ年と一九一六年の二ヶ年分しかない。これらを見てみると、一九一五日本移民協会の財政について、会計報告は確認できる限り一九一五

別途講習所の項目で検討する。

別途講習所の項目で検討する。

別途講習所の項目で検討するが、講習所設立のための寄付金により収入・支出規模が増大し、収入が合計一○七五八・四五五円、支出機に講習所を扱う項目で説明するが、講習所設立のための寄付金によるはあまりない状況であった。なお横浜講習所の会計状況については、統はあまりない状況であった。公司の人の公司の会員のであった。一九一六年は、詳しくはた繰り越し分は三○八・四九五円であった。一九一六年は、詳しくはた繰り越し分は三○八・四九五円であった。

されている。 舜治訳 があることを明らかにし、 時点に存在する移植民団体について調べた史料に日本移民協会の名前 務省通商局長に提出した報告書において協会が苦しい財政状況に陥 ていたことを指摘している。そして警視庁外事課が一九二八年一二月(タン) の活動は検討できておらず、 『協会報告』の最終巻である『協会報告 第十六』(一九一九年)以降 ったことを指摘している。 日本移民協会の存続期間については、 『平和的なる海外発展地モザンビク 葡領東阿弗利加』 坂口研究では、 また同年に発行されたド・エツカ著 存続期間についても「確認できない」と 一九二〇年に副会頭である添田寿一 間宮研究では確認できる限り

このように存続期間についてはわかっていないことが多いが、今回

去する。 会から提出されている。 協会の その直前に副会頭が交代したのである。 付けで当時の外務大臣田中義一宛に、 舜治が代表者と記載されている。 年)までは国内団体についての記載がなく、『時事年鑑 では代表者として大隈の名前が記載されている。 年以降は同盟通信社が刊行をした『時事年鑑』(時事新報社(一九一八 (一九二九年) 頭である添田寿一が代表者とされていた。そして『時事年鑑 大正一二年』(一九二二年)から『時事年鑑 大正一五年』(一九二五 新報社、 ~一九三六年) 本稿では一九一八年から時事新報社により刊行がはじまり、 断片的にではあるものの、 (一九二六年) から『時事年鑑 「副会頭」のまま日本移民協会の代表者であったこともここからわかっ 創立以来会頭は大隈重信であったが、一九二二年一月に大隈は死 後任の宮尾舜治は、 帝都復興院副総裁などを歴任した人物である。 動向、 調査等をまとめた総合年鑑から、 『時事年鑑』では初号である『時事年鑑 大正七・八年』(時 一九一八年)から『時事年鑑 大正一一年』一九二一年)ま 特に協会の存在・代表者名について追うことができた から『時事年鑑 昭和一二年』(一九三六年)では宮尾 / 同盟通信社 関東都督府民政長官、 添田が 年の間に国内外で起きた主要な出来事や (一九三七年~)) をもとに検討した 昭和四年』(一九二八年)の間は副会 これについては一九二九年五月七日 九二九年七月に死去してい 「副会頭更迭届」が日本移民協 一九二〇年代以降の日本移民 また添田が大隈の死去後も 愛知県知事、 しかし『時事年鑑 日本移民協会に 大正 昭 北海道庁 るため 和五年』 一六年 事

> いる。 年』(同盟通信社、 年四月に死去しており、 記載されているが、 化』という三つの小冊子を著すなどの活動が見られた。 年代に日本移民協会から、 としては、一八七四年に海軍兵学校を卒業後、 告 第十六』(一九一九年)において幹事に就任している。 第十二』(一九一七年)の新入会員で名前を確認でき、また『協会報 壮太郎という人物が代表者となっている。 は設立当初から参加しており評議員を務めていた。 会の存在と加藤の名前は『時事年鑑 (%) 『八方塞がりを打開して邁進すべき国民の総使命』、 (%) 覧からその名前はなくなっている。 九一五年に大佐となり翌年予備役に編入された。 そして『時事年鑑 一九三七年)では代表者欄は「(欠員)」となっ 『時事年鑑 それが反映されている『時事年鑑 昭和一四年』(一九三八年)になると、 『東西文明の調和を国際是と為すの意見』、 昭和 一九年』(一九四三年) 昭和一八年』(一九四二年)まで 加藤壮太郎は、 海軍軍人として活躍し 『対外国策の民衆 加藤は一九二〇 宮尾は 日 加藤 『協会報告 0 本移民協 団体 の経歴

可能性が高いことがわかった。 亡くなると副会頭 移民協会は設立以来大隈が会頭を務めていたが、 から宮尾、 時事年鑑 の刊行が行われているなどの活動が確認できたが、一九三○年代。 以上を踏まえて日本移民協会の存続時期についてまとめると、 宮尾から加藤と代表者が替わっていった。また組織自体は 昭 和一八年』 の添田が協会の代表者として活動し、 が発行された一九四二年までは存続してい しかし一九二〇年代では小冊子や 一九二二年に大隈が その後も添

書

会が実際に活動をしていたのか定かではないことに留意したい。一九四〇年代の活動は現在のところ確認できておらず、この時期に

## 日本移民協会の活動方針

旨同様、 囲内に於て短縮したるなり」と説明されている。本稿では区別をつけ (ミォ) 別するために新旧の事業をそれぞれ (一九一五年以後)」と呼ぶ。 立趣旨 (一九一四年)」、修正されたものを「日本移民協会設立趣旨 るために『協会報告 なると且年々変更する計数を加へあるを以て其意義精神を害せさる範 れは一九一五年五月三〇日、 と『協会報告 第二』以降に書かれているもので変更されている。 ていたために多少変更がされたためである。これも設立趣旨同様! 正と同時に規約も修正され、 決されたためである。 本移民協会の設立趣旨は、 「日本移民協会事業 設立当初と二年目以降では変わっている。これは設立趣旨修 第一』で書かれた設立趣旨を「日本移民協会設 修正の理由については、「従前の趣旨は長文 (一九一五年以後)」と呼称する その際規約の中に事業内容が組み込まれ また日本移民協会の掲げる事業も設立趣 大隈邸で開催された評議員会にて修正 『協会報告 「日本移民協会事業 第一』 に書かれているもの 九一四 区

> の取りまとめという意図が存在していた。 の取りまとめという意図が存在していた。 の取りまとめという意図が存在していた。 の取りまとめという意図が存在していた。 の取りまとめという意図が存在していた。 の取りまとめという意図が存在していた。 の取りまとめという意図が存在していた。 の取りまとめという意図が存在していた。 の取りまとめという意図が存在していた。

旅券交附手続を改善する事」となっている。 する地方調査の事」、「六 関する調査の事」、「四 見てみよう。 次いで 移民渡航の門戸を開放する事」、「九 移殖民に関する情報を国民に知らしむる事」、「三 「日本移民協会事業 (一九一四年)」 項目としては、「一 移民改善に関する調査の事」、「五 移住者指導の事」、「七 在外同胞の後援たるを期する事」、 女子渡航奨励の事」、「十 における一〇 移住者訓練の事」、 移民排斥に 移民に適

とがわかる。とがわかる。

次に「日本移民協会設立趣旨(一九一五年以後)」を検討する。こ

を掲げている。

また日本国民の活路は海外発展にこそあり、

そのため

して「在外国民の権利利益を擁護」

それによって

「通商貿易の発展を期する」という三つの目的

と「一般国民の対外思想を喚起

「日本移民協会設立趣旨

九一

一四年)」

では、

設立

目的

協会を設立するとしている(4) ことが重要であること。三つ目は移住した移民が ためには こと。そしてこれら三つの点から日本人移民の海外発展に寄与する 0 日本の海外移住希望者は多くの場合海外の事情に通じておらず、 ヲ調査考究スルハ極メテ緊急」であること。 経済・社会的に最重要な問題の一つであり、 んじることで「母国ノ体面」を辱めないようにして、 こでは設立の目的が三つ示されている。 事から 、状況にあり、これに対し「適当ノ資料ヲ供シ之ヲ指導誘掖スル 方人口増加率が迅速に伸びているため、 「指摘ヲ招カサラシムヘキ方法ヲ講スル」 渡航を躊躇したり、 「茲ニ統一セル機関ヲ設クル」 方針を間違えたりすることが少なくな 一つ目は、 必要があるために日本移民 「移民ニ関スル各般ノ事項 二つ目としては、 また日本は面積が狭 が目下の急務である 移民問題は政治 「規律徳義」 移住先の現地 当時 を重

外国民の権利利益を擁護」と「一般国民の対外思想を喚起」という近 受ける。 ではより具体的に 当している。「日本移民協会設立趣旨 で挙がった各事業を分類した際の「日本人(移民含む)の啓蒙」 いる。ここでも日本移民協会がこの路線を重視していたことがわかる。 記述はあったものの、 日本移民協会設立趣旨 (一九一四年)」に比べるとミクロな視点に立っている印象を 二、三つ目の目的は、先ほど「日本移民協会事業(一九一四年)」 「日本人(移民含む)の啓蒙」 「日本移民協会設立趣旨 (一九一五年以後)」 <u></u>九一 四年)」においても は、 の方針を打ち立てて 二九 「日本移民協会設 五年以後)」 に該

りまとめという意図は共通している。また「統一セル機関ヲ設クル」という記述から、協会の移民団体の取

は以下の一〇の事業が挙げられている。 次に「日本移民協会事業 (一九一五年以後)」を見ていく。ここで

- 移民発展ノ方法ニ関スル立案ヲナスコト
- 移民地ニ付キ調査ヲナシ其結果ヲ紹介スルコト
- 本邦出発前及海外渡航後ニ於テ移民ヲ訓育指導スルコ

 $\equiv$ 

- 四 我移民ニ付キ誤解ナカラシメンカ為メニ必要ナル手段ヲ講スル
- コト
- 五 移民事業ニ必要ナル人物ヲ養成スルコ・
- 六 雑誌其他ノ出版物ヲ発刊シ講演会ヲ開クコト
- 七 移民ニ関スル各種ノ参考品図書及統計等ヲ蒐集スルコ
- 八 本会ト共通ノ目的ヲ有スル他ノ機関ト連絡ヲナスコト
- 九 前各項ノ目的遂行ノ為メ随時本会ノ代表者調査員等ヲ内外枢要
- 其他本会ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項ヲ行フコト

、地方ニ派出スルコト

+

とすることができる。また八は、設立趣旨で一貫して書かれている移二(「日本人(移民含む)の啓蒙」とも重複する)・九は「移民地調査」六は「日本人(移民含む)の啓蒙」に、一・五・七は「移民奨励」に、これらの事業を分析し、前述の分類に照らし合わせると、二・三・四・

したのかを具体的に示している。

ij

デ 民

取扱人、

,の移民基金のようなシステムを構築するということはなか

その他移民関係団体に対しての権限を持ち、

実に表すも

のであり、

また協会がどのような形で取りまとめを目指

しかし実際に日本移民協会が移民

この提案は移民団体の取りまとめという日本移民協会の意図

を如

の方針が強調される形となっている。民団体の取りまとめの方針に該当しており、事業に組み込むことでこ

おり、 その発達、 民法幷ニ施行細則」では、 によって成立している移民基金に依っていると指摘する。「伊太利移 民評議会があり、 達案」の事業をみていくが、まずはこの史料について解説をしてい ているのが おいてこのようなイタリアのシステムをそのまま持ってくるのは難し 育植民地ノ経済発展及母国トノ 励・認可、 の局である移民事務局や「移民事務ニ関スル最高諮問機関」である移 イタリアのような移民基金を日本でも成立させようという提案を行 次に一九一五年一一月に外務省に提出された 日本移民協会はイタリアを例に挙げ、 その経費も移民基金で行われているとしている。 ④それらの協会の功労を表彰すること、 ②「特別職務権限」の委任と補助金の交付、 日本移民協会が移民事務を執行することを目指し、 「日本移民協会基金調達案」である。 その経費は移民や移民取扱人たちに課せられる金銭 ①移民についての私立の保護協会の設立奨 、貿易振興ヲ目的トスル協会」 同国ではイタリア外務省内 「日本移民協会基金調 の四点を規定して そして日本に 3 「移民ノ教 の設立と 併せて

> する横浜講習所の設立し渡航前の移民に教育を行うなど、この方針は はどれも具体的なものであるが、 展方法の研究、立案」、「移民地の調査等」を挙げた。挙げられた事業 り、「移民地事情ノ紹介」、「乗船地ニ於ケル移民ノ保護指導」、 に分けて記している。 るものであり、 須地ニ臨機ニ役員ヲ配置シ事情ノ調査ト在留民ノ指導訓育ニアタラシ コト」、そしてサンフランシスコやシアトル、バンクーバー等の ム」ことを挙げている。そして二つ目に「一般ニ対スル事業」として 「刊行」と「講演会」を、三つ目に 、小冊子配布講演等」、「舩内ニ教導者ヲ乗組マシメ一般ノ世話ヲナス 本移民協会の中核であった。 ニ対スル事業」はいずれも「日本人(移民含む)の啓蒙」に関連す 「日本移民協会基金調達案」では、 如何にここに力を入れていたかがわかる。 まず一つ目が 「移民ニ対スル直接ノ事業」と 「移民事業ニ関スル件」として 「移民ニ対スル直接ノ事業」であ 日本移民協会が行う事業を三つ 実際に後述 訓 発

きながら、「移民奨励」や「移民地調査」を掲げていた。 とながら、「移民奨励」や「移民団体の取りまとめを行うという意図も存され、協会が日本国内の移民団体の取りまとめを行うという意図も存題が激化し、その対策として対米啓発運動が行われるという中で設立 ここまでまとめると、日本移民協会は排日運動などの人種・移民間

た。

# 二 日本移民協会の事業 – 横浜講習所を中心に

り詳細な実態を検討する。 り詳細な実態を検討する。 り詳細な実態を検討する。 り詳細な実態を検討する。 り詳細な実態を検討する。 り詳細な実態を検討する。 り、移民への教 り、移民への教

修は金一円とする事」などが定められた。(タリ) は渡航者の横浜滞在期間(一週間乃至三週間)を限度とする事」や「東 役会で「簡易移民訓育所」の設立が決議された。決議では「訓育期間(#) 会員であった新渡戸稲造より、 あるとの指摘を受け、 と計画していた。賛同者を求め訪問する中で、同じく日本移民協会の 本移民協会の会員でもあった永田稠が簡易的な移民学校を設立しよう 九一四年七月、 の同意を経て開設へと動き出し、 日本力行会という移民奨励団体の会長であり、 早川千吉郎・木内重四郎 日本移民協会の事業とするのが最良で 一九一四年一二月三日 (両者も日本移民協会 1の相談  $\exists$ 

講を促していたと考えられる。

講を促していたと考えられる。後述するが講習所は受講者をいかに集めるかに腐心していたため、無料とすることで少しでも多くの人に受めるかに腐心していたため、無料とすることで少しでも多くの人に受めるかに腐心していたため、無料とすることで少しでも多くの人に受めるかに腐心していたと考えられる。

俗習慣其他必要ナル事項ニ関スル知識」を与えるべく横浜講習所は海外渡航者に対して「豫メ適当ナル教養ヲ施シ渡航地ニ於ケル風

助金をまとめた表①、一九一六~一九二〇年の横浜講習所の収入・支ていたのが横浜講習所の特徴である。現在把握できている寄付金・補一九一六年四月二〇日に開設した。設立・運営が多くの寄付で賄われ

出をまとめた表②を見ていく。

なされている。 (55) 計報告では、「横浜講習所への交付金」という名称で会計上の処理 ているという状況であった。(ヨ) の各五○○円の寄付金がなされるに留まっている。 三菱・郵船会社・大阪商船会社などから多くの寄付金を受けてい 会報告 第十三』に掲載されている一九一六年度の日本移民協会の会 しかしそれ以降は一九一九年に「横浜正金銀行頭取」・原・茂木から 千吉郎・木内重四郎からそれぞれ二○○円が設立費として寄付され 一九一六年には三井家・東洋汽船会社・「古川男爵」(古河虎之助ヵ)・ 九一六年から一九一九年までの間に毎年一千円の補助金が下付され 横浜講習所の設立にあたっては、 なおこの寄付金 まず一九一五年に添田寿一・ ・補助金について、 また外務省からは 早

れは一九一六年度の収入額のうち「寄付金」が七七〇〇円であり、これは一九一六年度の収入総額は三二一九・八二五円に対し支出総額は二九一・三三円である。一九一六年度では収入総額が一〇七五八・四五五円に対し支出総額は一〇六五八・四〇五円である。比較するまでもなく会計の規模が額は一〇六五八・四〇五円である。比較するまでもなく会計の規模が協会本部の収支報告は現在のところ一九一五年度と一九一六年度の協会本部の収支報告は現在のところ一九一五年度と一九一六年度の

横

浜講習所で教えて

1/2 た科

目

につ 家事

1/2

は

修

身

(六時

蕳

詩

間)、

外国

事情

(六時間

(六時 7

間

衛生生理

時 外

蕳 国

事実、 る補填 分が尽きて 存 かるであろう。 務省から あまり変わらない三〇五八・四 n に相当する六〇五〇 こで途切れてい Ξi. てい 収入合計額一 寄付金を切り崩すように年々規模が縮小している。 九二〇年に横浜講習 |会横浜講習所大正七年度会計報告書| |®| 表②を見ると、 を収入合計額 た財政で、 の大部分は最初から講習所設立の用途で集められたものであろう。 九一六年に横浜講習所が設立されたことを考えると、 つまり「横浜講習所への交付金」の実態は寄付金・補助金であっ 収入額が増大した要因である七七〇〇円の た。 べであるためやはり不安定であっ Ĕ の補助金であるから、 この赤字状態は、 の寄付金により 「差引不足額」 七七八円六九銭のうち、 ここからは、 不安定な運営をしていたかがわ 〇七五八·四 )円が 九一八年までの横浜講習所の財政は、 所は神奈川県に譲渡されたため、 「横浜講習所への交付金」 が二七円三七銭と報告さ 脱 横 してい 横 .五五円となることからも明らかである Ŧi. 浜講習所が如何に寄付金 如何にこの 浜正 五円 る 銀 !から引くと前年度収入合計額と な が、 た。 行 過半数である一〇〇〇円 を見てみると、 頭 /補助 なお詳しくは 取 れも更なる寄付金によ かる。 金が重要だった 原 「寄付金」 として与えられ 茂木 n また一 実際 会計情報は 後述するが から 赤字に 補助 この 前 一九一六. の約 年 日 九 Ó 度 金に |本移民 か 「寄付 合 突 繰 が が

### 日本移民協会及び横浜講習所への寄付金リスト

年月日	寄付者 (補助金下付者)	金額	備考	各年合計額		
1915年12月	添田寿一	200円		1915年:計600円		
1915年12月	早川千吉郎	200円				
1915年12月	木内重四郎	200円		1		
1916年5月	外務省	1000円				
1916年5月24日	三井家	1000円		- 1916年:計6000円 + α (大阪商船会社分) ※協会本部の収支報告では、寄付金は7700円となっている(『協会報告 十三』より)。 ※内1000円は協会本部への補助金として処理		
1916年6月13日	大阪商船会社	不明				
1916年6月24日	東洋汽船株式会社	1000円				
1916年6月30日	古川男爵(原文ママ)(古河虎之助ヵ)	1000円				
1916年6月30日	三菱	1000円				
1916年7月6日	郵船会社 (原文ママ)	1000円	「コレハ移民協会本部ノ補助金 トセリ」とあり。			
1917年3月19日	外務省	1000円		1917年:計1000円		
1918年3月	外務省	1000円		1918年:計1000円		
1919年4月	外務省	1000円		1919年:計2500円		
1919年	横浜正金銀行頭取	500円	月日が不明なため、頭取が井上 準之助か梶原仲治かが不明。			
1919年	原	500円	苗字のみの記載。原敬ヵ(原敬 は日本移民協会の会員)。			
1919年	茂木	500円	苗字のみの記載。横浜で生糸の 貿易商を営んでいた茂木惣兵衛 (3代目) ヵ。			

<sup>「</sup>日本移民協会横浜講習所」、「日本移民協会横浜講習所経費補助ノ件」大正8年4月2日、「横浜講習所大正八年度収支決算表」(「本邦移民関係雑件 第一巻」外交史料館所蔵、3.8.2.285) より作成。

は、

ず真の

やり取りで移民と結

婚

17

児

法

一時間

を

実

施

L

て

た家事や育児がここにあ

る

当時女性がすることとされ

1916~1920年における横浜講習所収入・支出合計額									
	1916年	1917年	1918年	1919年	1920年 (4月末時点)				
収入合計額	6092.640	4411.28	1778.69	2533.66	385.53	円			
支出合計額	2845.795	3846.55	1806.06	2148.13	122.53	円			

「日本移民協会横浜講習所」、「横浜講習所大正八年度収支決算表」(「本邦移民関係雑件 第一巻」 外交史料館所蔵、3.8.2.285) より作成。

表②

映 真

花

嫁」

が当時

多か

たことを反

妻として現地へ赴くとい

う

してい

と通 協 れ 13 いると、 <u>\</u> 派な資格ができるのです」 出 た。 会 になつて講習を受けらるれ ŋ 時迄あつて、 の相談役会で決議され 習にかかる 二週間を 実 横浜から乗船の 覚えられる様に仕 、際に横浜講習所が 「講習は 訓 時 朝 育期 間 の九時 週間来れば は 間 組 週 H から午後 が開設さ 間 た際 本移 んであ として 前 民

ここからは横浜講習所がどのようにして受講者を募ったのかを見 それに対する有吉知事の回答のなかに よう調整されていたことがわかる。 外務省通商局長中村巍が横浜講習所 有吉忠 一神奈川県知事に横 「仝所 へ の 名 所 共右ハ官庁間ノ協議ニ止マリ当省ニテ決定的処置ヲ致スモノニ無之旅 から 0 0 ·付願書ヲ受理セル地方庁ヨリ当省

随時 ら ウー 一二月までに横浜講習所で学んだ渡航者は一〇〇八人にのぼ 横浜講習所:筆者注) 入所 クを構築していたことは注目に値する。 セシムル事トス」 とある。 移民宿泊業者ト 相互連絡ヲ取リ渡航者ヲ ○○八人にのぼった。 (A)

行っている。これに対し外務省は「或ル地方へ渡航等海外渡航者ニ対シ入所勧誘ノ手段ヲ尽ス事ヲ得 省ニ於ケル海外旅行券下付者住所氏名ヲ拝承スルヲ得本所ヨリ直 周知セシムルノ方法完璧ナラザル」と説明し、 茲ニ遺憾トスル所ハ猶 九 かし横浜講習所は更に多くの受講者を集めようと動き始め 一七年一〇月二 旦 一般海外渡航者ニ対シテ本所ノ所在事業等ヲ 横浜講習所は外務省の中村通商局長に対 このような移民関連業者とのネッ これを解決すべく 候」 という提案を 貴

体像 氏名を通知するのは難しいと回答した。 之候」と返答している。 らよいかという照会が外務省へよせられた。(宮) 券下付ノ当否ハ地方庁ニ於テ始メテ処決セラル」 二於テモ事務 は見えないが成功例自体は存在する 提供につい の試みは成功したのであろうか。 海外渡航者の住所氏名の提供依頼があり、 て、 上ノ支障其他ノ都合ニ因リ拒絶セラル 各府県にその対応を 外務省は横浜講習所が希望する渡航者住 その後富山県より、 どの程度成功 任してい それに対し外務省は これにどう対応し ため、 た。 したか、 ゝハ何等差支 外務省が住 では横浜 横浜講 その 所 貴 た 氏 習

補助

九

七年二

月

五日、

金を下付するか否かを決めるべく、

講習所の実績を尋ねた。

なるべ

、く時間

をか ï

ない

-94-

「或ル地方へ渡航スル者ニ対シテ

へ協議致シ来ル場合有之候得

望者の情報をもらい、 依リ指導ヲナシタル者」が五○人いるなど、幅広く移民教育を行って 六六七人が受講していた。また一九一八年には「県庁渡航者検査場 を御取りになつた事を貴県庁から承りました」とはじまる横浜講習所 に出張して講話をするという活動を三八回 いう仕組みが、少なくとも一部では構築されていたことを示している の勧誘を行っている。 (®) (物に宛てた、 浜 「歌山市民図書館移民資料室に、 、講習所では、 横浜講習所への勧誘状がある。「今度貴下の海外旅 一九一六年には一〇〇八人、一九一八年には それをもとに横浜講習所が勧誘状を送付すると これは前述の試みが成功し、 横浜講習所から吉永操義氏という 講演会の開催 府県から移民希 「通信ニ

ぬ」という言葉通り、必要長氐艮夷とこうです。
『思いた文けでは未だ外国へ行く用意が十分に出来たとは申されませけ読ンだ丈けでは未だ外国へ行く用意が十分に出来たとは申されませ なっ 神奈川 所 うに一九二○年九月三○日を以て閉鎖し、 れることとなる。横浜講習所と神奈川県の関係を見てみると、(ミロ) 浜講習所以外にも移民教育が浸透するように活動していた。 、実践機関として活躍した横浜講習所であるが、 さらに横浜講習所は この小冊子は移住するにあたり心得ておくべき事柄を、 県が運営を引き継いだ 月で神奈川県知事が指定する県庁役員が直接監督することに また一九一七年五月二八日に横浜講習所の顧問が倉知鉄吉か 『海外渡航者必携』という小冊子を発行してい 「神奈川縣海外渡航者講習所」 同年一〇月一日同じ場所に 先ほど少し触れたよ 移民教育 が設立さ 「これ丈

> 事が顧問を務める時期には主導権は神奈川県が握ることとなった。 見つかっていないが、 の主導権の移り変わりの要因につい 浜講習所が開所して間もない頃から神奈川県が関わっており、 顧問トシテ有吉知事ノ宰領ニ属シ」ているとしている。このように横 の内話情報として、 ら有吉忠一神奈川県知事に交代している。(テン) 本移民協会の移民教育に関する方針の た時期の横浜講習所について、 「本事業ハ単ニ名義上移民協会ニ属スルモ実際 次項で検討する全国移殖民協議会において、 神奈川県の大森という刑事部長から て明快に記す史料は現在のところ 一端がわかる。 そして有吉が顧問を務 めて 日

# 全国移殖民協議会の開催

民協議会と呼称する)の開催があげられる。が最も色濃く反映された活動として、全国移殖民協議会(以降、移殖設クル」必要があるとして日本移民協会は設立された。この設立趣旨前述したように、日本人移民の海外発展には「茲ニ統一セル機関ヲ

たとき、 一六日に開催された。 、機運が高まるとして、 切要なるを認め」 民協会は、 )殖民協議会は日本移民協会が主導し、 各国間で「各種の競争」 副会頭の添田寿 たために、 日本移民協会は第一次世界大戦の戦後を見据え 「今日に於て移殖民に対する国策を樹立する 移殖民協議会を開催するとした。 の名義で全国の府県知事 が起きるとともに国内では海外発展 九一八年一二月 に対し 四

二七府県から五七人が参加することとなった。 民協議会の参列者推薦の依頼文を一一月三〇日付で送った。その結果:

から、 殖民保護奨励機関設立を勧誘すること」という三つの決議案が出さ 以外の移民並に一般渡航者を奨励する事」、「第三、全国各府県に移 ら参加した近藤慶一が座長に選ばれ進行した。 による開会経緯の報告に始まり、議事は選挙により添田と山口 移 \殖民協議会は添田寿一による挨拶、 「第一、移殖民地を調査する事」、 「第二、農業労働者は勿論其 日本移民協会幹事の その後日本移民協会 单 [県か 村 痭

殖民保護奨励に必要ある事項」という七つを挙げている。 周知」「(五) 在外県民の慰撫」「(六) 移民行政の研究」「(七) の資格補償」「(三)優良なる移殖民の紹介」「(四)旅行券下付手続の 県会議員、 いては「官民合同の機関」と位置づけ、 「第三」は具体的な内容も決議された。 事業については、「(一)移殖民に対する準備教育」「(二) 地方の有力者五名以上」を中心とした会、という例を挙げ 「府県知事指名の官吏並に府 「移殖民保護奨励機関」 )渡航者 其他移 につ

を指示せしむる事」を請願することが挙げられた。(※) させる方針であったことがわかる。また各府県の参加者から提出され 育に関する制度」を設定し、 た協議案もあり、 た移民教育を含め、 これらの事業を見てみると、 例えば広島県からは「政府として移殖民者の準備教 多くの移民奨励に関係する事項を各府県にて実行 また「移殖民地に於ける児童教育の方針 日本移民協会が積極的に取り組んでい 和歌山県からも「移

> では、 ない。この広島県・和歌山県の協議案はどちらも決議された。 県はどちらも多くの移民を輩出する県であり、 民・移民希望者の教育を重視していたことがわかる。 占むるは其大原因」としており、 布を建議すること」という協議案が出された。 (8) 殖民奨励の為め町村に於て特別施設の教育費に対し国庫補助規則 な関心を抱いていたためにこの協議案が出たということは想像に難く と人種的僻見に因る」としつつも、「教育なく礼節なき移民の多数を 日本人移民の渡航地における排日運動について、 日本移民協会と同様の理由により移 人種・移民問題に大き また和歌山県の協議案 広島県と和歌山 「経済的関係 0

となった。 (85) た。また全国移殖民協議会の事務所は日本移民協会内に置かれること や広島県・沖縄県・長野県をはじめとした一○の府県の代表者が務め 員長には添田寿一、委員には日本移民協会の幹部 これらの決議を実行すべく全国移殖民協議会実行委員が置かれ、 (会頭の大隈や幹事)

日本を代表する移民関係機関と言えるものであった。 民問題に対して日本移民協会は主導的な役割を果たしており、これは 問題に対し全国規模の連携を図るものであった。このように人種 協会が主導し全国から各府県の代表者を招集することで、 ここまで移殖民協議会について見てきたが、この協議会は日本移民 人種 上移民

会が、 移殖民保護奨励機関」 方で、 決議において移民教育の実践を、各府県での設立を目指した 前項で見た通り横浜講習所の運営を行っていた日本移民協 の事業に組み込んだことも注目すべき点であ

委

る。 各府県にこれを担わせようという日本移民協会の方針が、 教育が行き届いていないことから、各府県で実践するという方向にシ 不十分であると発言している。(%) といった「移民行政」 の一つである可能性が高い されたことを考えると、同講習所だけでは移民教育が普及しないため フトしたことがわかる。 これについては中村弼が本決議案の協議中に、 が これを踏まえて横浜講習所が神奈川県に譲渡 「唯今の所はまだ手が著いて居らぬ」として つまり横浜講習所の活動だけでは移民 移民の指導や扱 譲渡の要因

地

所での活動と全国移殖協議会について検討していった。 ここまで、 日本移民協会の組織の沿革や活動方針、そして横浜講習

てい 民の奨励・保護・ 立ち位置にいた。 事に呼びかけ、 提案するなどしていた。 全国移殖民協議会を開催するなど、 日本移民協会基金調達案」 たと評価することができるだろう。 「本移民協会は国内の移民団体の取りまとめを意図して設立され 全国から代表者を招集し移民問題を全国的に協議する この点において、 研究機関であり、 この提案は実現しなかったものの、 では移民事務の執行や移民基金の創立を 移民関係の事柄において中心的な 設立の目的を一時的にでも果たし 日本移民協会は日本を代表する移 各府県知

本移民協会は 「日本人 (移民含む) の啓蒙」、 「移民奨励」、 「移民

> 政的に不安定で厳しいものであった。「アングロサクソンと日 横浜講習所である。 開される、言うなれば車の両輪のひとつであったといえよう。 アメリカに同化できるという主張を発信する対米啓発運動と併 の他寄付金に大きく依存しており、 ことでこれを解消しようとしていた。この移民教育は、 ^カで起きる人種・移民問題の原因を日本人移民に求め、 調査」 人種的に対等であると強く信じていた」 当時の日本の人々は、 (移民含む) の啓蒙」に該当する移民教育であった。 の三つを事業に掲げており、 横浜講習所の運営の大部分は外務省の補助 神奈川県に引き渡すまでの間 特に力を入れていたのは その代表例が 日本人移民が 教育を施す 本民 アメ

郎が著した小冊子の発行や、 者が替わりつつも、 宮尾が一九三七年に亡くなると、協会には途中から参加したが幹事を のままに代表者となり、そして一九二九年の添田が亡くなる直前に協 協会は会頭の大隈が一九二二年に亡くなると、 宮尾舜治訳 7) 会設立当初から評議員を務めていた宮尾舜治へと副会頭が交代した。 らわかるように、 めていた元海軍軍人の加藤壮太郎が代表者となっ 九二〇年代に入ると日本移民協会の活動は、 0 記載から一 『平和的なる海外発展地モザンビク 出版事業は行っていたことが確認できた。日本移民 九四二年時まで組織自体は存続していた可能性が高 実際に活動をしていたかは不明であるが 一九二八年に刊行されたド・エツカ著 副会頭の添田が役職そ 葡領東阿弗利加』 幹事である加 た。 こうして代表 藤壮太 か

ため、

引き続き研究を進めていく

会中央会との比較・検討など、本稿では書ききれなかった課題が多い物の分析、日本移民協会より後発の主要な移民関係団体である海外協や、今回取り扱わなかった移民教育以外の事業、特に出版事業と出版日本移民協会について、大隈、添田などの歴代代表者の思想の分析

### 注

- (1) 入江昭「日米敵対意識の源泉」(『国際政治』三四号、一九六七年) 一頁
- (2)『日本移民協会報告 第一』(『復刻版日本移民協会報告 第一巻』、不二出版、

1〇〇六年)一一頁

- (3)『日本移民協会報告 第一』前掲二一~三○頁
- (4) 坂口満宏「『日本移民協会報告』解説」(『復刻版日本移民協会報告 第一巻』、

不二出版、二〇〇六年)三頁

- (6)間宮國男『対米啓発運動』と日本移民協会の設立」(『研究シリーズ外移住資料館、二〇〇四年)三〇頁(5)阪田安雄他五名『海外移住資料館 展示案内 われら新世界に参加す』(海
- の研究』、早稲田大学社会科学研究所編、一九九四年) 三三 黎明期アジア太平洋地域の国際関係:太平洋問題調査会(I.P.R.) 間宮國男『対米啓発運動』と日本移民協会の設立」(『研究シリーズ
- 者植民地主義』(飯島真理子他三名訳、名古屋大学出版会、二〇二二年)(7)東栄一郎『帝国のフロンティアをもとめて 日本人の環太平洋移動と入植

- (8) 同上
- (9) 同上一六七頁
- (10) 間宮前掲一七○頁
- (11)『日本移民協会報告 第一』前掲一一頁
- (12) 坂口前掲九頁
- (3) 間宮前掲一五九頁
- (4) 坂口前掲六頁
- (15)『日本移民協会報告 第一』

前揭一九頁

- (16)『日本移民協会報告 第二』前掲二頁
- (17) 同上
- 〔8 同上
- (19) 間宮前掲一六三頁
- (20)『日本移民協会報告 第二』前掲

三頁

- (21) 同上
- 出版、二○○六年)三三頁(2)『日本移民協会報告 第二巻』、不二(2)『日本移民協会報告 第十二』(『復刻版日本移民協会報告 第二巻』、不二
- (24) 坂口前掲九頁

(23)『日本移民協会報告 第十三』

前掲二六頁

- (25) 同上
- (26) 間宮前掲一七七頁
- (27) 坂口前掲一二~一三頁
- (28)坂口前掲一○、一三百

- 29 『本邦移民取扱関係雑件』(外交史料館所蔵、J.1.2.0.J3)
- 30 『日本移民協会報告 第二』前掲三頁
- 31 『日本移民協会報告 第十二』前掲三四頁
- 32 『日本移民協会報告 第十六』前掲三三頁
- 33 『大衆人事録 第三版ア - ソ之部』(帝国秘密探偵社編、 一九三〇年

四頁

- $\widehat{34}$ 加藤壮太郎 『東西文明の調和を国際是と為すの意見』(日本移民協会)
- 九二四年) (齊藤実関係文書(書類の部一):一二三-七)

『八方塞がりを打開して邁進すべき国民の総使命』(日本移

35

加藤壮太郎

民協会、一九二四年)(齊藤実関係文書

(書類の部一) :一二三 - 八)

- 36 加藤壮太郎 『対外国策の民衆化』(日本移民協会、一九二七年)(齊藤実
- 関係文書(書類の部一):一二九-一)
- 37 『日本移民協会報告 第二』 前揭二四頁
- 38 『日本移民協会報告 第一』 前掲一〜三頁
- 39 同上三頁
- $\widehat{40}$ 同上
- $\widehat{41}$ 『日本移民協会報告 第二』 前掲 二頁
- $\widehat{42}$ 同上
- 外務省記録 第 卷」 (外務省外交史料館所蔵
- 3.8.2.285
- $\widehat{45}$ 44 同上 同上
- $\widehat{43}$ 「本邦移民関係雑件
- 58 59 「日本移民協会横浜講習所大正七年度会計報告書」(外務省記録「本邦移

同上

- 民関係雜件第一巻」、外交史料館所蔵、 3.8.2.285)
- 60 坂口前掲 頁

「神奈川縣海外渡航者講習所沿革」 第一巻」、外交史料館所蔵、J.1.2.0.J12 (外務省記録「海外移殖民団体関係雑

46

「神奈川縣海外渡航者講習所沿革」 前掲

 $\widehat{47}$ 

48

「相談役会決議 (十二月三日)」 (外務省記録 「本邦移民関係雑件 第一巻」、

外交史料館所蔵、3.8.2.285)

- $\widehat{49}$ 同上
- 50 「神奈川縣海外渡航者講習所沿革」 前掲
- 51 (52)『日本移民協会横浜講習所概覧』(外務省記録「本邦移民関係雑件 第一巻」、 同上
- $\widehat{53}$ 「神奈川縣海外渡航者講習所沿革」前掲 外交史料館所蔵、3.8.2.285) 一頁
- 54 一九一六~一九一八年の補助は前掲「日本移民協会横浜講習所」 で、

九一九年の補助は 「横浜講習所大正八年度収支決算表」で確認でき

(いずれも外務省記録「本邦移民関係雑件 第一巻」、外交史料館所蔵

- 3.8.2.285)
- 55 『日本移民協会報告 第十三』前掲二六頁
- 56 『日本移民協会報告 第十二』前掲三三頁
- 57 『日本移民協会報告 第十三』前掲二六頁

- $\widehat{61}$ 永田稠『海外渡航者必携』 九一六年)二頁 (和歌山市民図書館所蔵、 請求番号:ZQ二b、
- 62 「日本移民協会横浜講習所」(和歌山市民図書館所蔵、請求番号: ZQ二;
- 63 「日本移民協会横浜講習所補助ニ関スル件」(外務省記録「本邦移民関係 第一巻」、外交史料館所蔵、 3.8.2.285)
- 64 「大正五年度講習人員一覧表 (自四月至十二月)」(外務省記録 民関係雑件 第一巻」、外交史料館所蔵、3.8.2.285 「本邦移
- 65 日本移民協会横浜講習所から外務省通商局長中村巍、 H (外務省記録「本邦移民関係雑件 第一巻」、外交史料館所蔵、3.8.2.285 大正六年一〇月二
- $\widehat{66}$ 通送第八九五号、大正六年一〇月一五日(外務省記録「本邦移民関係雑

第一巻」、外交史料館所蔵、3.8.2.285

- 67 「日本移民協会横浜講習所へ通知方ノ件ニ付照会」(外務省記録「本邦移 民関係雑件 第一巻」、外交史料館所蔵、3.8.2.285
- 68 「旅券下付者ノ氏名住所通知願書ニ関スル件」(外務省記録「本邦移民関 係雜件第一巻」、外交史料館所蔵、 3.8.2.285)
- 69 「日本移民協会横浜講習所」前掲
- $\widehat{70}$ 「大正五年度講習人員 民関係雑件 第一巻」、外交史料館所蔵、3.8.2.285 一覧表 (自四月至十二月)」 (外務省記録 「本邦移
- $\widehat{71}$ 「大正七年度講習人員一覧表」 外交史料館所蔵、3.8.2.285 (外務省記録「本邦移民関係雑件 第一巻」、
- $\widehat{72}$ 同上

- $\widehat{73}$ 永田前掲一頁
- 「神奈川縣海外渡航者講習所沿革」 前掲

 $\widehat{74}$ 

- 坂口前掲一一頁
- 75

 $\widehat{76}$ 

「神奈川縣海外渡航者講習所沿革

一前掲

77 民関係雑件 第一巻」、外交史料館所蔵、3.8.2.285)、本資料は件名・出所 (大森警察部長の内話と補助金交付決定について) (外務省記録「本邦移

宛名・日付がないため筆者が内容から仮の件名を付けた

<del>78</del> 「全国移殖民協議会報告」(外務省記録「本邦移民関係雑件 第一巻」、 交史料館所蔵、3.8.2.285)一頁

外

- $\widehat{79}$ 「全国移殖民協議会報告」 前掲一〜三頁
- 80 「全国移殖民協議会報告」前掲四~五頁
- 81 同上
- 82 「全国移殖民協議会報告」前掲二一頁
- 83 同上
- 84 同上
- 85 「全国移殖民協議会報告」
- 「全国移殖民協議会報告」 前掲一一~一二頁

 $\widehat{86}$ 

87 東前掲一六四頁